

# 文化資料室ニュース

第19号 2013年3月・札幌市文化資料室発行

## 札幌市（公文書館）はどのように重要公文書を選んでいくのか

本市が昨年6月に制定した「札幌市公文書管理条例」が本年4月から全面施行となり、また札幌市公文書館も設置条例の可決を経て、本年7月に開館する予定である。公文書管理条例に基づき、原課は保存期間満了予定簿冊の中から重要公文書を選別のうえ、公文書館に移管するか保存期間を延長し、それ以外の簿冊は廃棄することになる。

既に平成24年度の保存期間満了簿冊については指定作業が終了しているものの、今後原課と公文書館の間で新たに移管にかかる協議という調整事務が必要となる。そこでまず公文書館の側からではあるが、移管協議をする際のポイントについて何点か簡単にまとめておくこととしたい。

公文書館（現時点では行政部文化資料室）と原課間で協議が必要な事例とは以下のとおりである。重要公文書の該当適否について両者の判断が異なり、1) 公文書館が移管の指定をかけたにもかかわらず、原課側が移管を不要（重要公文書に該当しない）と判断したケース、2) 公文書館では移管を不要と判断したが、原課側で移管が必要（重要公文書に該当する）と判断したケースの二つである。実際にはその他にも協議を必要とする事例は出てくるだろうが、主なものとしてはまずこの二つである。両者の該当適否判断が一致している場合は、当然ながら協議をする必要はない。

それでは、重要公文書該当基準というものさしがありながら両者の移管に対する価値判断は大きく食い違うものだろうか。私は公文書館の開館時より3年から5年ほどの間は移管基準の認識にある程度の相違が出るのもやむを得ないことだと考えている。重要公文書該当基準はあくまで一般的なガイドラインであり、個々の簿冊が重要公文書に該当するか否かを即時機械的に判別できる性格のものではないからである。

原課は文書を作成保管してきた当事者的立場から、一方、公文書館は全課の文書を見渡す客観的立場から個々の簿冊の資料的価値を判断する。両者の見解が分かれた場合、個別文書を俎上に地道な協議を重ねながら重要公文書の価値判断についての共通認識を形成していくことになる。

重要公文書か否か判断に迷ったときのメルクマールとしてガイドラインには3点が示されている。①市政への影響度②市民の関心度③事例としての稀少性等である。このうち①と②は現用保存期間を通じ原課、公文書館の双方において一定の価値判断が可能な観点である。逆に③は原課にしか判断のつきにくい観点であるかもしれない。

公文書館は、重要公文書のライフサイクルの上ではターミナル（終着駅）にあたるものである。語弊を承知であえて例えるなら、原課が現用公文書を扱う新刊書店であるのに対し、公文書館はロングセラー（上記視点の①に該当）、ベストセラー（上記視点の②に該当）、絶版本（上記視点の③に該当）の非現用公文書をベストミックスで品揃えする古書店である。ベストミックスにするためには、それなりの目利きが必要になる。通常アーキビストと呼ばれる職種である。アーキビストは新刊書店の動向（現用文書の情報公開状況）も分析しつつ、古書（非現用文書）を求める顧客（市民）ニーズについても的確に把握した上でレファレンス（相談）に臨むのが理想型といえよう。

市政上、重要な施策や事業、イベントなどその背景にある総合計画や制度設計に絶えず注目し、将来公文書館に移管されるはずの文書にはあらかじめ目を光らせておく必要があり、その際に原課との日頃の意見交換や移管協議の蓄積が極めて重要な意味を持つことはいうまでもない。

（文化資料室資料担当係長 竹内 啓）

所蔵資料紹介

# 志村鉄一について



志村鉄一（市）は、以前札幌最初の和人という評価を得ていたが、隣接町村と合併して市域を広げた今では、発寒や琴似などに先住の和人たちがいることはハッキリしている。では、志村鉄一が豊平川河畔に住みはじめたのは何時であろうか。

『開拓使事業報告』（16頁 明治18年大蔵省刊）に、「安政二年志村鐵一ト云フ者アリ豊平河畔ニ住シ渡舟ヲ以テ業ト為ス」と記されている。これによると安政2年には豊平河畔に住んでいたことになる。『札幌区史』（290～292頁 明治44年札幌区刊）では、「現時の札幌区内の地に於ける和人の常住は、先づ豊平河畔に起源し、安政四年に於ける志村鐵市（或は一に作る）及其妻子三人を以て嚆矢と為す。」とあり、石狩役所の調役荒井金助が安政4年に開通した札幌越新道の豊平川の東側に給与や家具などを与えて住ませたとしている。これによると安政4年に住み始めたことになる。『札幌百年の人びと』（19～29頁 昭和43年札幌市刊）では、豊平橋脇にあった志村鉄一を記念した碑文から説き起こし、安政4年に札幌越新道を開鑿するが、「石狩調役荒井金助は、剣客でもあった志村鉄一（妻子とも三人）に二人扶持を給与し、家具、諸道具、食料を与えて、いまの豊平橋の東方に移らせた」とある。これでも安政4年としている。『札幌区史』と『札幌百年の人びと』は、『札幌沿革史』のために永田方正が明治29年に亀谷丑太郎から聞取った話に基づいているようである（『荒井金助事蹟材料』北海道立文書館）。

しかし『新札幌市史』（第一巻通史一 821～828頁 平成元年札幌市刊）では、安政5年6月に札幌辺を通った松浦武四郎の紀行文「新道日誌」に豊平河畔の通行家には人がいなかったと記されていることから、この時に志村はいなかったと指摘し、『従西蝦夷地石狩宗谷渡海、北蝦夷地白主より同西浦富内迄道中日記』（市立函館図書館）の筆者が安政6年8月7日に石狩を出帆したときの見送りに「志村鉄一郎」の名があることから、この頃には石狩辺にいたであろう事を確認している。さらに『荒井金助事蹟材料』に鈴木顕輔の家来とあることから、鈴木が安政4年7月3日に石狩へ赴任する為函館を出発することから志村もそれに同行して4年7月中頃には石狩に入っていたであろうとする。そして元石狩場所請負人村山家の『北地内状留』（『村山家文書』北海道大学附属図書館所蔵）で文久元年5月に番人になっていたことが確認できることから、「安政五年六月以降、文久元年五月までの間に鉄一は通行屋の番人となったとしか、現在のところおさえることができない」とした。前記の諸誌を踏まえながら資料分析を行い研究途上での現状報告をした。これによると石狩へは安政4年7月頃に来ていたが、豊平河畔に移ったのは安政5年6月から文久元年の間という事になる。

その後、『札幌永住其他願書』（『大村耕太郎資料』札幌市文化資料室所蔵）に、明治5年当時の永住者と思われる人々について、姓名、家族構成、そして本国を離れたのが何年前のいつ頃か、札幌に着いたのが何時かが、本人からの聞き取りと思われる21人分の記載を見つけた。『市中人別申出綴』（道文312）で札幌までの動向が確認できる小松崎甚五兵衛と中村金藏の記述を確認すると正しい事が分かる。その中に志村鉄市の名前があり、「十四ヶ年前未年出国同年御当所江着」とあるから、安政6年に生国を出国し同年中に札幌に着いた事が分かる。この志村鉄一は、家族の数を記すところに「老人」とあるので、父鉄一が行方の分からなくなったあとの息子鉄一であろう。諸誌にあるように番人である鉄一が通行家守を兼ね、息子が渡しをするということを考慮すると、父鉄一が一人で安政4年中に石狩に来ていたとしても、安政6年に家族がそろったのちに豊平河畔に住み始めたと考えるのが良さそうである。

（文化資料室 榎本 洋介）



『札幌永住其他願書』より、志村鉄一の記述

郷土史相談室だより⑬

写真で見る札幌 — 先日ご寄贈いただきました昭和25年頃の写真を紹介します —

写真1は昭和25年頃の北2条西3丁目付近で、右上に写っている建物がエンゼル館（映画常設館）です。開館は大正2年、大通以北の発展を考え発起人らが中心となり株式会社として創立されました。しかし経営は開館から苦勞をとめない、幾度も所有者が代わりました。大正12年松竹の経営となり“今春館”と改称、松竹封切館となりましたが、うまくいかず1年でまた元の館名に戻り二番館（封切り館に次いで上映する映画館）となりました。昭和17年には館名が敵性語ということで“大勝館”と改め、20年10月、再び元に戻りました。昭和21年5月から昭和27年4月までは日活直営として経営、下の写真は「日活直営」の看板から日活直営当時の写真と思われる。その後も所有者は代わり昭和32年に閉館。最後はレストランに転じ昭和40年に解体されたようです。

映画はテレビが普及するまで「娯楽の王様」でした。エンゼル館は道庁前で、狸小路や薄野の歓楽街からはずれており、客足も一定せず経営にかなりの苦難がありましたが、北大生や北の住民にとっては最も近い劇場でしたので、演目が替わる度に足しげく通ったファンも多かったようです。

札幌は、開拓時代から写真による街の移り変わりがわかる数少ない都市です。これからも、未来へ札幌の街の移り変わりを伝えて参りたいと思います。  
(郷土史相談員 蔵満 和泉)

写真1

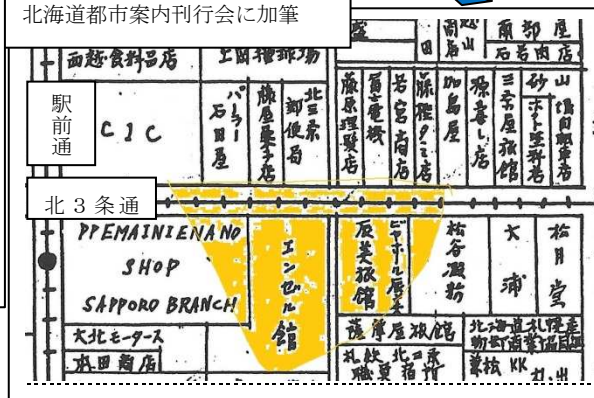


「札幌市卓上案内」 昭和25年  
北海道都市案内刊行会に加筆



現在の写真(札幌ビルディング)

エンゼル館(北2条西3丁目)  
中央の通りは、北3条通  
当時北3条通は電車(苗穂線)が運行していました。  
手前の車は進駐軍警察(MILITARY POLICE)  
北3条側から東南を望む



歴史資料整理員だより⑦

平成25年7月公開予定札幌市特定重要公文書(公文書館收藏)のインターネット検索の利用について

私は札幌市文化資料室で歴史資料整理員として3年間勤め、まもなく任期満了を迎えます。私が主に担当していたのは、公文書の移管に関する業務(評価・選別、データ整備等)及び公文書館システム構

築業務です。そこで、この中から本年7月公文書館開館に伴い稼働される公文書館システムの『特定重要公文書（公文書館収蔵）目録検索』について少し詳しく説明をしたいと思います。

特定重要公文書（公文書館収蔵）目録検索では、簿冊検索と文書検索が可能です。簿冊とは、一定の内容、会計年度などにより文書をまとめて綴ったものです。また、文書とは簿冊に綴られた1件1件の文書を表します。公文書館開館時には、それらをインターネットで公開することにより、来館することなく特定重要公文書の目録データを閲覧することが出来るようになります。特定重要公文書として収蔵予定の簿冊で検索の例を挙げると、簿冊検索で簿冊名称「雪まつり」と検索すると検索結果は0件、文書検索で文書件名「雪まつり」と検索すると検索結果は23件あり、これらの文書の簿冊名称を見ると検索結果23件のうち9件が「若者の祭典関係書」という簿冊の文書であることがわかります。そこで、次に「若者の祭典関係書」を簿冊検索することでこの簿冊の目録情報と簿冊内文書目録情報を見ることが出来ます。公文書館で、その簿冊の利用請求をして頂き、公開非公開の判定結果が「公開」となれば申請された簿冊を手にとって閲覧することが可能となります。実際にその簿冊の内容を見ると、この簿冊は雪まつりの第25～28回までの若者の祭典実行委員会の簿冊で、「若者の祭典」とは札幌の祭りを若者の手で盛り上げようと昭和40年に始まったものであり、夏の部（北海道神宮祭）と冬の部（雪まつり）があったということがわかります。

インターネットが使える環境であれば誰もが利用出来るようなシステムにしようと2年間に渡り会議を重ねてきました。できるだけ多くの市民の方々に利用して頂ければ幸いです。  
（歴史資料整理員 吉岡 志穂）

特定重要公文書(公文書館収蔵)目録検索 簿冊検索条件入力画面

刊行物  
紹介

『札幌市文化資料室研究紀要』第5号



「札幌市文化資料室研究紀要」の第5号を刊行します。文化資料室ホームページからダウンロードすることが出来ますので、ぜひご覧ください。(URL) <http://www.city.sapporo.jp/bunkashiryu/index/html>

【掲載論文】

『札幌市公文書管理条例の制定及び施行について』、『アーカイブズ新時代の地方公文書館とは—公文書管理条例を中心に—』、『札幌の歴史資料の教材化について』、『定点観測写真資料の構造分析とその利活用に向けて—デジタルアーカイブ・コンテンツとして—』、『『札幌商工人名録』に関するレファレンスツールの整備—札幌市公文書館の利用促進を目指して—』

※販売・一般配布はしていません。当室及び札幌市立各図書館で閲覧できるほか、各都道府県の公文書館等関係各機関に寄贈しています。



さっぽろ市  
03-B01-12-689  
24-3-256